### 第6回「県と市町村との協議の場」議事録

開催日時: 平成 25 年 11 月 12 日 (火) 15:00~17:15

場所:長野県庁議会棟3階 第1特別会議室

出席者:

#### [長野県]

阿部 守一(知事)、和田 恭良(副知事)、加藤 さゆり(副知事)、 久保田 篤(危機管理監兼危機管理部長)、岩﨑 弘(総務部長)、

清水 深(健康福祉参事兼健康福祉政策課長)、北村 勉(建設部長)

### [長野県教育委員会]

伊藤 学司(教育長)

### [長野県市長会]

菅谷 昭(会長 松本市長)、花岡 利夫(副会長 東御市長)、小口 利幸(理事 塩尻市長)、 三木 正夫(理事 須坂市長)、牧野 光朗(理事 飯田市長)、柳田 清二(理事 佐久市長) [長野県町村会]

藤原 忠彦(会長 川上村長)、伊藤 喜平(副会長 下條村長)、

羽田 健一郎(副会長 長和町長)、久保田 勝士(理事、高山村長)、

平澤 豊満 (理事 箕輪町長)、栗屋 徳也 (理事 木祖村長)、

佐々木 定男(理事 佐久穂町長)

## 1 開 会

### (岩﨑総務部長)

それでは定刻になりましたので、これから第6回目の県と市町村との協議の場を開催させていただきます。進行を務めさせていただきます岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たって阿部知事から御挨拶を申し上げます。

# 2 あいさつ

## (阿部知事)

それでは、県と市町村との協議の場に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今日は市町村長の皆様方、お忙しいところお集まりをいただきありがとうございました。この協議の場も回を重ねて今日で6回目ということで、この間、長野県合同災害支援チーム「チームながの」の設立や、野生鳥獣被害の対応ということで、広域捕獲隊を編成して集中捕獲をしていこうというような、具体的な形で成果を残してくることができたと思っています。皆様方の御協力、御理解に感謝を申し上げたいと思います。

今日のテーマは、「住宅・建築物の耐震化の促進について」ということで、東南海地震などの大地震や直下型地震などの可能性がありますが、それに対応すべく施設の耐震化について、どういう観点で進めていくか、ということについて、是非、共通の認識に立って進めていくことができればと思っております。

ちょっと余談になりますが、先般、政府主催の全国知事会があって、前々回は閣僚の皆さんと

知事の間がすごく遠かったのですが、知事会の事務局が配慮してくれたのか、ちょっと距離が縮まっておりました。それでもまだ相当開きがあったのですけれど、どうしても距離が遠いと、何となく形式的な発言になりがちですけれども、本日は緊密な距離感でやらせていただいておりますので、本音ベースで率直な意見交換をする中で、良い方向を見出していきたいと思っております。

是非、市町村長の皆様とは、問題意識を共有して同じ方向を向いて進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございます。

#### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。

それでは意見交換に順次入ってまいりたいと思いますが、今日の議事は、次第にございますように、報告事項が3件、意見交換のテーマは、先ほど知事から申し上げましたような形で意見交換をしていきたいと思っております。

はじめに、本日ご出席の皆様は、お手元の名簿、座席表を御覧をいただきたいと思います。また、会議は公開とさせていただきます。内容については、後日会議録を作りまして、確認をした後、ホームページで公開したいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

### 3 議事

### (1)報告事項

① 「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応について

## (岩﨑総務部長)

それでは、議事の3の報告事項について、はじめに、(1)「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応について、池田市町村課長から説明をさせていただきます。

#### (池田市町村課長)

市町村課長の池田秀幸と申します。それでは、報告事項「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応につきまして、お手元の資料1、それから参考資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

「地域発 元気づくり支援金」の見直しにつきましては、前回5月20日の協議の場で御報告を申し上げましたとおり、本年度から大幅な制度改正をさせていただきました。引き続き検討すべきとされました「事務手続の簡略化」、「事業評価」、「公共的団体等への支援」につきまして、引き続き市長会さん、町村会さん、それから本日お集まりの市町村の皆様の御協力により、ワーキンググループによりまして、協議を続けてまいりました。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

それでは、検討事項の説明の前に、資料1の上段、検討の経緯等の右側を御覧いただきたいのですが、「制度改正後の事業実施状況」でございます。本年度の要望・採択の状況でございますが、予算額8億5千万円ということで前年と比べまして若干減少しておりますが、重点テーマの採択などによりまして、県と市町村との協働事業が12.1%を占めるという状況となっております。それから、事業主体別の状況につきましても、広域連合等を含みます市町村が29.9%ということで、前年度に比べまして増加しているという特徴がございます。

本年度の制度改正によりまして、選定委員さん、また、地方事務所に確認をいたしますと、補助率を見直して、自己負担が導入されたことなどによりまして、事業計画が綿密に立てられ、事業の継続・発展性がより期待されるようになったという御意見を頂戴しているところでございます。引き続きまして、本年度事業を通じまして、制度改正の検証もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

それでは、「中間まとめ後の検討状況」でございますが、上段の左側をお願いいたします。引き続きワーキンググループを本年度2回、また、作業部会を2回開催いたしまして、それぞれ御熱心に御議論を頂戴いたしました。

下段にまいりまして、「今年度の検討事項」に対する「対応案」でございますが、まず、「事務手続の簡略化等」につきましては、右側参考事項等に記載させていただきましたように、課題の多かった事項につきまして整理をさせていただきまして、それぞれについて、チェックリストでございますとか、記載例を新たに作成するとともに、概算払いの方法なども明示していくこととしております。

続きまして、中段の「事業評価」につきましては、現在、実施団体におきます自己評価、それから、選定委員会におきます検証を行っていただいておりますけれども、新たに、事業終了後3年を経過した時点でフォローアップ調査を実施したいと考えております。支援金を活用した後も引き続き活動を続けられ、地域に素晴らしい効果を及ぼしている事例などを把握いたしまして、発信することによりまして、県民の皆様への周知、それから、新たな取組の掘り起こしにつなげてまいりたいと考えております。

一番下段の「公共的団体等への支援」につきましては、この3月に策定されました「信州協働ビジョン」を踏まえまして、市町村の補助制度ですとか、NPO活動支援との関係を整理するということとしておりましたけれども、公共的団体につきましても、今年度から補助下限額を設けて、一定規模以上の事業を支援金の対象とするという制度改正を行ったところでございまして、また、「信州協働推進ビジョン」におきます支援内容との棲み分けもできているということから、引き続き現行どおり支援してまいりたいと考えております。

以上、本年度、残された課題につきまして検討させていただいてまいりました。「地域発 元気づくり支援金」につきましては、以上御報告を申し上げたいと思います。

「地域発 元気づくり支援金」が一層効果的に活用され、地域の元気創出を果たして行きますよう、引き続き市町村の皆様方の御協力をお願いするところでございます。私からの説明は以上でございます。

## (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に御質問がございましたら、お願いをしたいと思います。

#### (発言なし)

それでは、ただいまの説明のように対応をさらに進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

② 「保険財政共同安定化事業」の全医療費拡大に向けた検討状況について

### (岩﨑総務部長)

次に、「保険財政共同安定化事業」の全医療費拡大に向けた検討状況についてということで、清

水健康福祉参事から説明を申し上げます。

## (清水健康福祉参事)

健康福祉部の清水でございます。お手元資料2をお願いいたします。昨年のこの場で意見交換をさせていただいたもののその後の検討状況の御報告でございます。

若干おさらいになりますが、経過と課題を御説明させていただきますけれども、平成24年度に国民健康保険法が改正されまして、市町村国保の保険財政共同安定化事業の拡大がございました。どのような改正かと申しますと、国民健康保険は2段階で再補てんの制度が用意されております。箱が2つございますが、左側が現行でございますが、1レセプト80万円を超えたものについて高額医療費共同事業、30万円から80万円のところが保険財政共同安定化事業でございます。2段目の保険財政共同安定化事業、30万円から80万円だったものを27年4月から全医療費に拡大するという改正でございました。資料はないのですが規模の感覚で言いますと、医療費ベースで申し上げますが、高額医療費共同事業というものが長野県内で300億円ほどでございます。保険財政共同安定化事業の拡大後で申し上げますが、1,400億円くらいということで、医療費全体で1,700億円という規模です。現行の保険財政共同安定化事業がだいたい500億円くらいということで御理解いただければと思います。

拡大に当たって課題がいくつかあるということでございますが、1つ目は市町村間の財政調整、ここで財政調整と申し上げておりますのは、保険者毎に所得水準に差がございますので、所得水準の差に応じた財政調整をする必要があるのではないかということ。それから2つ目ですけれども、これを拡大した時に著しく負担が増加してしまう保険者が生じるのではないかということで、それへの対応をどうするか。それから3つ目ですけれども保健予防事業による医療費適正化へのインセンティブをどう考えていくのか、この辺が課題でございました。

昨年、10 広域から代表の方に参加いただき検討会を作って検討していきましょうと申し上げていたところでございますけれども、その検討経過ですが、今年5月までですけれども、国民健康保険連合会で、拡大をした時の市町村からの拠出の割合を変えた時に、5種類くらいですけれどもいくつかシミュレーションいたしました。そのシミュレーションをもって、7月に検討会、10 広域の代表の方に参加いただいて、市町村の係長級の職員でございますけれども、検討会で意見交換をさせていただいて、その後、8月から9月にかけて、県内4ブロックで全市町村に参加いただきましたが、シミュレーション結果、検討会での意見交換の内容についての御説明申しあげました。9月に全市町村の意向調査、アンケート調査を実施したのを受け、先月11日に作業部会、これは課長級の職員でございますけれども、共同事業の方向性について議論して決定したところでございます。

2ページですけれども、検討の結果ですが、市町村間の財政調整ということで保険財政共同安定化事業の拠出方法を変えましょうということであります。現行は医療費の実績割が5割、被保険者数割を5割となっておりますけれども、これを実績割の5割を変えずに被保険者数割を25%、所得割を25%に変えましょうということでございます。このポイントは2つありまして、所得割による調整を行うことで、所得水準の低い市町村への配慮ができますということが1点です。それから医療費の実績割を現行と同じ5割を保つことで、医療費の適正化努力にある程度配慮した形になりますということでございます。その下にアンケート結果を書いてございますので、御覧いただければと思います。

その下の(2)ですが、この拡大で著しく負担が増加する市町村への対応ですけれども、再保険なので拠出超過と交付超過がどうしても出るわけですが、拠出超過があまりに大きかった場合には、

全体の1%を超えた部分については、都道府県の特別調整交付金で補てんをしましょうということであります。特別調整交付金は医療費全体の9%の中の3%ということで、30億円ほどあるわけですがその一部を使って補てんしましょうということであります。

(3)のインセンティブについてですが、市町村からもいくつか提案をいただいておりますけれども、特別調整交付金の新しい交付メニューを検討していきましょうと考えています。

今後の予定になりますが、拠出方法の変更ですけれども、長野県市町村国保広域化・財政安定 化支援方針を平成22年に策定して、その翌年、翌々年と一部改定しておりますけれども、これに 定める必要があるということになりますので、検討委員会の作業部会、課長さんたちの部会にな りますが、これをもう一度開いて、もう一度全市町村へ意見照会を行った上で、検討委員会、こ れは首長さんたちの集まりでございますけれども、改正案を確定して、遅くとも来年9月までに 県の方針を改定していこうと。あと事務的な話になりますが、国保連の規則など事務的な作業が あって、27年4月を迎えると、こんなことを考えております。

その下ですが、24 年から 27 年までのスケジュールが書いてありますが、話が重複いたしますので省略いたします。一番下の表ですが、今日のテーマと直接関係ありませんが、国民健康保険ということでありますから、29 年を目途に都道府県単位化が言われておりまして、それに向けたスケジュールを書かせていただいております。10 月にはプログラム法案が提出されておりますけれども、これから社会保障審議会、あるいは国と地方の協議の場での議論を経て、27 年の通常国会へ法案の提出、2 年置いて 29 年から広域化というスケジュールとなっております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

## (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問ございましたらお願い したいと思います。現在までの検討状況と今後の検討スケジュールということでございますので、 特にご質問なければ、このような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

### (意見なし)

では、この形でさらに検討を進めてまいります。

③ 「地域に根ざした教育のあり方検討WG」における検討状況について

### (岩﨑総務部長)

続きまして、資料3になりますけれども、「地域に根ざした教育のあり方検討ワーキンググループ」における検討状況についてでございます。伊藤教育長から説明申し上げます。

## (伊藤教育長)

教育長の伊藤でございます。前回の第5回県と市町村との協議の場、5月に行われました会議におきましては、信州教育の発展への期待ということをテーマに、市町村長の皆様から様々な意見を頂戴いたしました。その時の議論を資料3にまとめてあります。教員が地域を知ることが非常に重要であり、県内を広くまわりながらも、やがては生まれた地域に戻って、地域に対する知識・愛情を生かせるような教員の人事配置をお願いしたい、もしくは、小さい市町村は人を集めることが大変難しいというような実情も聞かせていただきました。同時に、それぞれの学校が地域に開かれた学校をどのように進めていくかが課題というたくさんの意見も頂戴したところでございます。

こうした様々な御意見を踏まえ、前回の協議の場において、ワーキンググループを設置し具体的な取組を検討するよう、決定していただいたところでございます。その後、2回にわたって、本日の参加市町村の首長部局の総務課長や企画課長に加え、教育委員会の学校教育を担当する課長や次長、さらには県の知事部局や県教育委員会関係課長によるワーキンググループを実施させていただいているところでございます。

本日は、論点が煮詰まっているわけではございませんが、2回のワーキンググループで出されている意見等を踏まえ、途中段階の経過報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、2点、検討における前提条件を書かせていただいております。県費負担教職員制度という独特の制度があるために、県と市町村の関係が分かりにくくなっているということ、さらに教育委員会制度のため、首長と教育委員会の権限が分かりにくく、複雑になっているという経緯がございます。これらについては、現在、国においても制度改正に向けて検討が進められているところですが、制度改正を待ってということではなく、すぐにでもできることはないかという観点で、ワーキンググループで検討を進めていただいているところでございます。

具体的に3つの視点で検討を進めていますが、1点目は市町村立学校への帰属意識をどう向上していくかということ。当然、市町村立学校の教員は市町村の服務監督権限内に入るが、どうしても市町村ではなく、県の方を見ているという指摘があり、採用や異動の際に市町村の中に入って、市町村の子供たちのため、地域のために働くという自覚をもってもらうような工夫ができないかという検討です。

例えば、新任の職員に採用されるとき、公務員に採用されるときに宣誓書を出しますが、もちろん教員も新任の際に宣誓書を出してもらっていますが、全国不変のような宣誓書となっている。むしろ、新任のときだけではなく、異動でベテランの教員がその市町村に行った際も、その市町村の方針に基づいて、市町村の子供たちのためにということも、改めて宣誓をしながら自覚を高めるようなことが考えられるのではないか、という検討を具体的に進めているところでございます。

2点目に、地域の一員としての意識改革ですが、もちろん宣誓だけでは深まっていかないので、 学校に入った後、地域に開かれた学校づくりを推進することによって、地域の方々にも積極的に 学校に参画していただいて、地域の方と教員が一緒に子供たちを育てていくという、地域ととも にある学校づくりを進めることによって、地域に対する教員の意識の変革を促していくことがで きるのではないかという検討です。

現在、信州型コミュニティスクールという、学校支援や学校運営、さらには学校評価について、 地域の方々に御協力いただくようなシステムを作っていこうと、市町村に話をさせていただいて 進めているところですが、これを一層推進することによって、教員の意識改革や学校の意識改革 を促していきたいと考えております。

3点目は、1点目と2点目を進めていくに当たり、基盤となる人事制度の構築についてです。 地域に根差した教員の育成を人事面で後押しするために、採用・異動や人事権の移譲を含めて、 どういう方策が検討できるか、ワーキンググループで意見を頂戴しているところでございます。

まず、採用・異動に関しては、地域と密着した教育を受けた人材を採用できているのかという 御指摘を頂戴しています。そして、教員配置についても、初任地は地元に近いところに配置し、 その後全県人事の中で他の地域を回ることがあっても、いずれは地元に戻ってくるというような サイクルにしてはどうかという、具体的なご提言も頂戴しているところです。さらに、長期にわ たり地域に残ることができるような柔軟な異動サイクルも考えていいのではないかというご意見 も頂戴しているところです。今後さらに具体的に検討を進めてまいりますが、さっそくですが、 校長については、来年度から一校の在職期間の長期化を図るという方針を決めさせていただきました。これによって、例えば2年で異動してしまうと、地元に愛着がわかず、関係性を築くことができたところで異動してしまうということがございますが、これが3年、4年となってくれば、地元出身の教員はもちろん、仮に地元出身ではなくとも、地元の方を向いて、しっかりと教育に取り組むということにつながるのではないかということで、方針を決定させていただいたところでございます。

次に、人事権委譲についてですが、市町村の中でも賛否が分かれているところでございます。 地域に根差した教員の育成という観点で効果的だというとらえ方がある一方で、小規模な町村を中心に、様々な形で人的・財政的負担が増えるのではないかということや市町村単独で採用したり、人事を回したりということは非常に難しいという意見も出ているところでございます。これについては、先進事例の成果等を検証する必要があるのではないかということで、大阪府の一部地域で複数の市町村が合同して協議会を作り、協議会の方に人事権の委譲を実質的に受けて動き出したという事例もあるところでございまして、そういった成果の検証をしながら、検討を進めていくということが、ワーキンググループで出されている意見でございます。

今後、年度内にもワーキンググループを開催しながら、これらのテーマをさらに深めながら、 できるものは来年度からというような形で、順次取り組んでいきたいと思っております。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。ただいまの経過報告について、御質問等がございましたら、お願い します。

## (菅谷市長会長)

私自身、先日、教育委員会の皆さんとの懇談会をしたのですけども、そういった中で出てきたのが、先生方が教員住宅にほとんど入らなくなったということ。車で遠方から通ってきていますし、地域に住んでもらわないと、地域の子供たちや地域の皆さんとうまくいかず、他人事で、地域の子供たちのためになれないので、できればそこに住むようなシステムにできないかということについてはいかがでしょうか。また、そこに来た先生は、例えば地区の町会に入ってもらうということは不可能でしょうか。

## (伊藤教育長)

そもそも、教員住宅を用意するのは、本来は民間のアパートなどに入るということを前提にしながらも、学校の場合は、民間アパートがないような地域も多くございますので、教員住宅をしっかり用意して入れるようにするというのは、我々の責務ではございますが、同時に少し遠くても通いたいとか、ここに住みたいというような権利を強制的に制限するようなことは、公務員といえども難しい状況にございます。より近くに住んでいただいた方が色々な面でいいのではないかという思いは私も持っておりますけれども、強制的な形は大変難しいというところでございます。

自治会の関係も、それぞれの自治会の中で、しっかり入ってもらうというところもあれば、数年で替わっていくような人たちのところまでは声をかけていない自治会もあるとは聞いておりますが、本来的には、そこに住んだ場合には地域に一員でございますので、当然入っていただくということと、やはり地域に開かれた学校づくりを推進することによって、この地域が好きだなというような気持ちを作れるような環境整備をしていくのが、我々の役目だと思っています。

### (藤原町村会長)

関連で、へき地はなかなか民間のアパートがないし、どうしても自治体が教員住宅を持たなければならないのですが、その入居率が非常に低いということです。もう一つは、へき地教員は優遇しなければならないという地域の考え方もありますので、当然、住居費はまともにもらうわけにはいかないのですが、教員住宅の建設に教育委員会の補助金が全くないというのはどういうことでしょうか。

#### (伊藤教育長)

もちろん、県の責任で造る部分はあるのですが、それ以外に市町村で造っていただいたところに、逆に間借りして入れていただいている現状でございます。学校のような施設は国の補助金なり、しっかりとしたシステムがありますけれども、それ以外は基本的には個人の負担に帰する部分がありますので、それに対して個人の負担を減じるために、自治体で様々な取組をしていただいており、大変ありがたいことではあるのですが、県で補助をしていくということは、正直難しいところではございます。

## (藤原町村会長)

一般住宅なら分かるのですが、教職員の生活環境の整備ということで教員住宅を整備していますが、本来職員住宅ですから、家賃も軽減されており償却できないですよね。そういった特殊な地域の教員住宅に対して、補助制度を作るべきではないかと思いますが、そこをよく検討していただきたいと思います。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。他にありますか。

## (伊藤下條村長)

私のところは非常に小さい村でございます。それだけに先生たちの気持ちが分かる面もあります。宣誓書も大事だし、色々なセレモニーも大事だと思いますが、とにかく一般社会の中に溶け込んで、楽しさとか苦しさを勉強していただくと、素晴らしい先生になると思うのですが、先生という社会に入っていると、外部との付き合いがなくなってしまう。県警の駐在さんは村の行事があると、積極的に参加してくれますが、先生方は参加していただけない。結局、我々にも責任があるわけで、何か言おうとすると教育の中立性に鑑みということで、手も足も出せない。

学校に何かやりましょうと持ちかけても、とにかく忙しいと言うが、一般社会で考えて、もう少しプラスできるのではないかと思いますが、比較対象とする一般社会を知らないので、特定の人ではありますが、被害者意識があるのではないかと思います。2か月でも3か月でも、一般社会のしがらみを一度は体験してから教育の現場に就くということも、長い目で見れば、決して無駄なことではないと思います。

教育長については、適格者がいないということで空席にしておりますが、教育委員長や村を通して、先生方と話し合いをする機会を持っています。また、中学生議会というものをやっていて、議題を検討する中で、先生も一般社会のことを学んでいます。実際に先生たちと接してみて、宣誓書も大事だが、少しくらい文書を書いたからといって、先生たちにプラスになるということはないと、私は思います。

### (三木須坂市長)

今、下條村長のお話を聞いていたのですけれども、やる気のある先生と、可もなく不可もなくという先生もいるので、その意識改革が非常に難しいと思いますし、もう一つ大変なのは、校長先生にやる気があっても、教員の皆さんがやる気にならないと難しいと思うのですね。そういうような意識改革をどうやるか、下條村長さんは、御自身の村の意識改革をした時に、職員に色々な経験をさせたことが意識改革になったという前提でお話をされていると思うのですが、その辺は、実際に先生が非常に熱心でよくやっている地域があり、そうでもない地域もあるので、そういう現実を分析して、どうしてその地域ができないのか、またはできているのか、研究してもらったら良いと思います。校長先生も須坂市の場合は声をかければ出てきてくれます。

それから、人事権の移譲は長野県でできるか極めて疑問に思います。先ほど大阪府の例が出てきましたが、大阪のような都市部と長野県は大分違うのではないか、やはり都市部指向になってしまうのではないかと懸念しております。

#### (柳田佐久市長)

資料の最初の「帰属意識の向上」ということについて、これは、その地域にも人々にも愛情を持ってもらうということで、とても大切なことと思っているのですが、ここにある「宣誓」という手法についてもう少し御説明をいただきたいと思います。

私は、その地域で自分が教職として励んでいこうとする時に、最初に宣誓をするという行為が、その想いを高めることになるのだろうか、と思っています。人が信頼をする時は信頼されている時であって、この宣誓とは信頼している行為なのか。先生が子どもを育ててくれることについて信頼感を持つことが必要だし、先生も信頼に応えていただくという、信頼を築き合っていくということが必要で、この宣誓という行為が、そのことを前に進めるのであれば一つの方法とは思いますが、宣誓を文章にして、声に出して読むことによって想いが高まるのか、深まるのかということについて、御説明をいただければと思います。

#### (伊藤教育長)

今後、もう少し具体的に検討をしてまいりますが、今の宣誓書というのは、紙にひな型があって、最後に自分で署名して、提出して、読み上げるというのが一般的ですが、そういった形式張ったものだけにこだわっているのではなく、もう少し地域のことをしっかり学んで、地域の学校を、という気持ちを、最初のスタートの時点で持っていただく「きっかけ」づくりにできないかということで考えているところです。

ただ、市長がおっしゃるとおり、それで全てがうまくいくということは当然ありませんので、 資料でいう I から II の方、つまり、「地域の一員としての意識改革」、「開かれた学校づくり」とい うことをしっかりやることによって、地域の方と先生が相互に信頼関係を築いていく方が重要で あって、I はあくまできっかけ、意識づくりで、これのみで完結するとは全く思っておりません。 I をきっかけにしながら II の方で信頼関係を築いていくというシステムにしたいと考えておりま す。

### (柳田佐久市長)

今の説明で理解が進んだ面もありますが、この宣誓ということにこだわることが良いのか、私 は答えを持ち得ていませんけれども、このIIに円滑に進むための行為になればよいと思いますし、 そういう意味では画一的な文章ではなく色々な方法があると思うので、是非、御検討を重ねていただければと思います。

### (牧野飯田市長)

これからまだまだ検討がなされるということを前提にということだと思いますが、IIの「地域意識を醸成するための研修のあり方」は、非常に重要な観点だとお見受けしました。どうやって先生方に地域のことを学んでもらうかということにつきましては、前回のこの場でも申しましたが、社会教育の観点を、是非入れていっていただきたいということをよろしくお願いしたいところでございます。つい2か月くらい前のことですが、私も先生方の前で地域のことについて、1時間くらいお話しさせていただいたこともありますが、そうした地域の状況について先生方に知ってもらうだけでもかなり意識改革になっているのではないかと、実際にそうしたことを通じて思ってきております。

それから、先ほど三木市長さんから人事制度の話はなかなか難しいというようなお話もありましたが、課題はあると思うのですが、私は是非前向きに進めていただきたいと思っております。 地域において、こうした課題の克服をしていくためには、抜本的なところからということであれば、人事制度にも踏み込まざるを得ないと私自身は考えております。よろしくお願いいたします。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。大変熱心に御意見いただき、ありがとうございました。今いただきました御意見は、ワーキンググループに投げかけまして、今後検討を深めていただくということで対応してまいりたいと思います。

### (阿部知事)

教育の話は、この間、中央教育審議会の分科会で全国知事会の代表として、首長と教育委員会 の関係性のあり方では、最終的には首長がしっかり責任持てる体制にしてほしいと、国の関与は 極力減らしてくれという話をしてきましたが、横の首長と教育委員会の関係と、それから小・中 学校は県と市町村との関係が非常に複雑になっているので、今、皆さんからも非常に様々な御意 見が出ていると思うので、まさに県費負担教職員の制度が、市町村の職員でありながら人事権が 都道府県にあるというところが、色んな課題を複雑にしていて、住宅は誰が負担するとか、帰属 意識の面で、普通はどこかの組織に入れば誰に忠誠を誓って何のために働くかというのは明確に なりますけれども、人事権がなにぶん県の教育委員会にあって、だけどあなたは市町村の学校の 職員ですよといわれているので、そこが先生方本人も分かりづらいところで、どっち向けばいい んだというところが必ずしもはっきりしないところがあります。そういうところは制度の問題と、 気持ちの問題、つまり本気で取り組んでもらうということ、制度だけでも解決しないと思います し、逆に意識だけだとなかなかうまくいかない部分もあって、それはたぶんセットで、皆さんの 議論それぞれありましたけど、両方をにらみながらやっていってもらう必要があるのかなと思う ので、これからの議論は、制度論と気持ちの問題のところ、まさにここも意識改革と人事制度と 二本立てになっているのですけれども、これは拙速に進めるべき課題ではないと思いますが、そ このもやもやとしたところは、せっかく県と市町村との協議の場で問題意識を共有させていただ いているので、良い方向に進んでいけるよう、市町村長の皆さんの御協力をいただければと思い ます。慎重に検討しながら、この親会議にもしっかりフィードバックしてもらえればと思います ので、よろしくお願いします。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。課題の検討の方向性の整理をしていただきましたので、引き続き議論を深めていきたいと思います。

それでは報告事項を以上にさせていただきまして、続いて意見交換に進んでまいりたいと思います。

### (2)意見交換

【テーマ】 「住宅・建築物の耐震化の促進について ~大規模災害の教訓を活かして~」

### (岩﨑総務部長)

今回は、住宅建築物の耐震化の促進について、大規模災害の教訓を活かしてということをテーマにしまして、意見交換をお願いしたいと思います。

進行については、県からの、耐震化の現状でありますとか、本県の取組状況を、説明をさせていただきまして、その上で、意見交換をお願いしたいということでございます。

時間のことを申し上げて恐縮でございますけれど、約1時間、概ね4時45分ぐらいをめどに 意見交換をお願いしたいと思います。

それでは始めに北村建設部長から資料について、説明をいたします。

## (北村建設部長)

それでは、資料4にて、長野県における住宅・建築物の耐震化の現状等について、御説明をいたします。

まず左上の、長野県内の耐震化の目標と現状ということでございますけれど、県内の耐震化の目標でございますが、平成19年1月に策定いたしました「長野県耐震改修促進計画」におきまして、本県における平成27年末の耐震化の目標を住宅は90%など、記載のとおり定めております。

目標に対しての現状でございますけれども、住宅が平成20年の時点で、72%でございます。住宅につきましては、5年毎に全国的な統計調査を実施して把握しておりますことから、平成20年の調査が現時点での公式な数値となりますけれども、建築着工統計調査をもとにした推計では、平成24年末時点では77%というふうに見込んでおり、目標に対しましての進捗が十分でない状況でございます。

多数の者が利用する 1,000 ㎡以上の建築物につきましては、現状の耐震化率が 84%で、この中には公共建築物も含んでおりますので、現在は耐震化の工事が進んでいることから、住宅に比べますと耐震化率が高くなっているという状況でございます。今後、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標の達成に向けましては、主に民間建築物における取組が必要と考えております。

次に、公共建築物の耐震化の現状について説明しますと、さる 10 月9日に公表されました会計 検査院の報告書等によりますと、民間施設が比較的に多い病院は国平均に比べて長野県では、低いものの、その3つをたしますと、全国よりも耐震化が進んでいるという状況でございます。公 共建築物のうち、高校や庁舎などの県有施設につきましては、現在、「県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、順次耐震化を進めておりまして、一定規模以上の施設につきましては平成 27 年度までに耐震化が全て完了するという予定で行っております。なお、県の病院の耐震化率につきましては、今年、阿南病院が完成しましたので、現時点で 100%となっております。 次に、避難施設は、市町村地域防災計画で指定されております 4,197 棟のうち、公共が管理する 3,499 棟の耐震化の状況を記載しておりますが、平成 22 年時点で 82%でございますので、今後、一層の耐震化の推進が必要と考えております。

次に、左下でございますけれども東日本大震災及び長野県北部地震における建築物等の被害の 状況でございます。東日本大震災等における被害の状況は、地震や津波による被害規模は、全壊 戸数が 12 万 7,000 棟弱でございましたが、県内では、震度 6 強以上と見込まれます。

糸魚川一静岡構造線による大規模地震の被害額が、北部、中部ともに全壊が11万棟弱と見込まれております。県内での被害には津波によるものは含みませんので、その被害規模は大変大きなものであると言えます。中信地区では、東日本大震災が発生しました平成23年の6月30日に、震度5弱の長野県中部地震が発生しておりますが、この地震では松本市を中心に一部損壊を含め、6,000棟余と多数の建物被害が生じたところでございます。

次に、東日本大震災の被害の特徴ということでございます。庁舎等の防災拠点施設や避難所の 被災も多数ございました。また、被害区域が広範囲にわたりましたことから、一次避難先からの 再避難等も生じております。さらに、建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞があったほか、電 気・水道・ガスなどの供給施設の被害によりまして、避難や応急活動への支障も生じております。

このような状況を踏まえて、資料の下の枠でございますけれども、「防災拠点施設の確保」あるいは、「避難所の確保」、「救助・応急活動への支障の低減」、また「被災者の発生抑制」といった観点からの建築物の耐震化の取組が求められているところでございます。具体的には、庁舎や病院などの防災拠点施設や避難所となる建物の耐震化、身障者の方などの避難所として利用できる建築物の耐震化などが必要となります。また、避難路の沿道建築物の耐震化や多数の方が利用する大規模建築物の耐震化についても必要となります。

国では、このような状況を踏まえて、耐震改修促進法の改正をし、この 11 月 25 日から施行するところでございます。

次に、右側になりますけれども、今後の取組の方向でございますけれども、県内における今後 の取組の方向を2点に整理しております。

まず、1点ということで①でありますが、「災害時における広域的拠点となる施設等の機能の確保」でございます。これまで、耐震化の目標を掲げ、主に個人の住宅や建築物等の耐震化の促進をしてまいりましたけれども、大規模地震での経験を踏まえますと、広範囲にわたる被災への備えとしての防災拠点施設や避難所の機能強化に向けた耐震化の一層の推進、また、設備や環境面で身障者等の要支援者の受け入れが可能な避難所を、一定の地域単位で確保することが必要とされるところでございます。

また、大規模地震の際には、広域に及ぶ避難活動あるいは、応急救助活動が予想されますので、 建築物の倒壊により避難路や緊急輸送路の通行が妨げられないよう、沿道の建築物の耐震化も必 要とされております。

これらの点につきましては、県と市町村とが役割分担をしつつ、協働して進めることが重要であると考えております。県や市町村、各々が管理する公共施設の耐震化を推進するとともに、短期入所機能を持つ社会福祉施設等、災害時に広範囲からの利用が見込まれる公共的機能に対応できる民間施設についても、特段の耐震化の促進が必要と考えております。

また、避難路沿道建築物の耐震化に向けましては、避難や救助・応急活動等に必要な道路のうち、県は市町村をまたぐ広域的な幹線となるもの、それから、市町村は拠点施設等と幹線を連絡するもの、あるいは、地区や集落から防災拠点施設までを連絡するものなど、それぞれ分担をしながら沿道の耐震化を促進していくことが必要と考えています。

②の「住宅・建築物の耐震化の加速」ということでございます。これまでも、市町村と連携しながら、耐震化を促進してきたところございますけれども、目標に対しまして十分な状況でないということでございますが、耐震診断が義務化されている建物、大規模建物、建築物につきましては、周辺地域における経済活動あるいは、地域振興あるいは、観光産業等に重要な役割を持つものでありますので、まずは優先的に耐震化を進める必要があると考えております。また、一般の住宅も含めての耐震化を加速するためには、個々の所有者に大規模地震に対する危機感を持ってもらうなどの耐震化に向けた県民意識の醸成が重要でございます。

県としましては、耐震診断の一層の推進、特に大規模建築物については、法改正により義務付けされるものもございますので、平成27年末までに、まずは、耐震診断の確実な実施を目指す取組の強化が、重要と考えてございます。また、耐震改修や建替に向けましては、技術支援や、大きな課題となります資金調達に向けた融資制度の紹介等を含めた総合支援体制が重要と考えております。さらに、法で耐震診断の義務化が定められた大規模建築物以外の比較的大きな建築物についても、県と市町村との協働での取組が必要と考えております。

耐震化に向けた県民意識の醸成につきましては、東日本大震災等が発生しました平成23年度には、県内で耐震診断を実施した建物が対前年比で1.6倍となりまして、耐震化に向けた関心の高まりを感じましたが、一方では、その翌年の平成24年度には前々年度程度の件数まで減少しておるということでございまして、耐震化の推進のためには、継続的な県民意識の醸成が重要と考えております。市と県が協働して戸別訪問を行うなど積極的な啓発を行っている地域もございますので、このような取組を参考にしながら、全県的に進めていくことが必要と考えております。

説明は、以上でございますけれども、よろしくお願いいたします。

## (岩﨑総務部長)

資料の説明は以上です。ここから意見交換を進めてまいりますが、毎回の恒例で恐縮ですが、 市長会長さん、町村会長さんから、それぞれ口火ということで、御発言をいただければと思いま すのでよろしくお願いします。

#### (菅谷市長会長)

それでは、私からは、建設部長さんから話がありました、平成23年6月30日の長野県中部の 地震を経験したものですから、その話から、ロ火を切らせていただきます。

これは、午前8時16分に起こっておりまして、ちょうど通学のちょっと後くらいですけど、これが、マグニチュードで言うと5.4で、震度でいくと市役所の震度計で5強ですけれど、場所によっては6弱までいきまして、結局人的被害としましては、関連して1人が亡くなっておりますが、重軽症が17名で、骨折等がございます。

建物の被害につきましては、全壊はありませんでしたが、半壊 24 棟で、その中で特に、一部損壊ということで、先ほどの御説明のとおり 6,400 棟ほどございます。そのほとんどが屋根瓦の破損でございまして、それ以外に壁の損傷等があります。

ここでもう一つ、直接関係ないところで大きな問題が、ブロック塀とかあるいはまた石の塀が 損壊多数で倒れたりしたということで、ちょうど子供たちが、通学の時にやられて、私はこれを 最初に心配したのですけれども、一人だけ女の子が、石が当たって骨折して、後は生命の異常は なかったということはホッとしております。そんな状況で、私としては、耐震というか、屋根瓦 の破損したところを直すのに結構時間がかかったと感じております。

実は、今回一番の問題は、先ほどのお話にありましたが、町内公民館ですね、これがやっぱり

災害の発生時に町会の皆さんで、一時集合場所であり、あるいは、最も身近な災害拠点ですけれども、後で私ども調べましたところ、市内に公民館が約300館ありますけれど、その半数強の公民館で耐震補強が必要だということでありました。

松本市としましては、耐震補強のための公費負担制度ということで、2分の1を補助、上限を500万円としているのですが、しかしやはり、各町会でこれを負担すると相当お金がかかってしまって、結局は耐震改修が進んでいない状況でありますから、今回の改正法によりまして、是非ともそういう意味での、特に町内公民館というのは、これはやはり国や県におきましても、耐震化促進策の創設、特に、財政的な問題を少し考えていただかなければいけないと思っております。

それから、この時は大丈夫でしたけれど、私ども松本城の奥に市役所がありまして、ここがいざというときのヘッドクォータになりますけれども、国道 19 号線とかあるいは長野道、高速から市役所に来る時、やっぱり緊急輸送用の道路を確保しなければならないのですけれど、お城の横などは一方通行になりますし、狭いということで、大きな問題になっております。

今、やはりこれを拡幅していかなければならないのですが、市民の間に、何で拡幅するのかという意見もありますけれど、今回のようなことが、東日本大震災でもそうですけれど、道路の内側に倒れこむと閉塞してしまい、救急の車も全部ストップしてしまいますから、今、ここを拡幅するための整備計画に入っているところでございます。また、狭い道路のところは、拡幅整備事業ということで、平成24年度から、条例を制定して事業をスタートしています。

それからもう一つ、これは直接ではないですけれど、それぞれの市町村にもあると思いますけれど、先ほど言いましたブロック塀とかあるいは石の塀を、生垣に替えるための補助制度を作りまして、整備していくということで、これも大分理解してきてもらっていて、やっぱり地震を経験したからだと思いますけれども、先ほども建設部長さんが、なかなか経験しないと意識が高まらない、という話をされましたが、この点も今後、財政的な面も含めてやっていって欲しいところでございます。

### (藤原町村会長)

今回のテーマは耐震化についてでありますが、町村会としては、平成25年度の国、県への提案要望事項の一つとして位置付け、災害対策本部や避難所となる公共施設等の耐震化、また学校の耐震化、特に災害時に避難所として活用されます施設の非構造部材の耐震化や、住宅やホテル、旅館等の耐震化の3点について要望しております。いずれも喫緊の重要課題と考えております。

このうち小・中学校の耐震化については、国の目標が平成27年度末で、これにほぼ近い形で完了できる見込みでありますが、それ以外については施設の老朽化や人口減少に伴う公共施設等の再編整備の問題、さらには点検・整備に必要な人員や財源の不足がネックとなりまして、県民の防災に対する危機感やまた関心が高まっているにもかかわらず、計画達成が非常に困難な状況であります。

この原因として、国は起債や補助金を嵩上げするなどの対策を強化しておりますが、町村からすれば、各省庁バラバラで町村が進めたい耐震化事業に活用しにくいなど、制度と実態が乖離している状況があります。また、耐震化の課題は多岐にわたっておりまして、対象となる施設も膨大な数となるということもありまして、例えば避難所の耐震化や設備の現状などの実態や現状分析が不十分でありまして、県と市町村とで課題や今後の方向性について十分共有していかなければいけないのではないか、という問題もあると思います。

国が耐震化促進法を改正するなど取組を強化している状況でありまして、まずは国の制度を長野県として十分活用することが必要であろうと思います。さらに国の制度で不足する部分につい

ては、長野県の実情を踏まえ、新たな制度の創設を、国に対して是非知事からも提言していただく必要があるのではないかと思っています。いずれにせよ、県と市町村と課題を共有しまして、お互いに協働して計画的に取り組むことが必要ではないかと思います。

本当に耐震化というテーマは結果的には県民の生命と暮らしを守るということに直結するわけでありますので、大変重要なことであります。特に個人住宅の耐震補強みたいなことが全く遅れておりますので、この辺もどうやったらいいか、県などの色々な考え方もまたお聞かせできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。課題それから今後の対応、そういった面から御意見をいただきました。口火を切っていただきましたので、関連、補足含めまして御自由に御発言をお願いしたいと思います。

### (伊藤下條村長)

今の耐震化の話でございますけれども、各市町村、公的な施設は相当できていると思いますが、私どもの村の状況を見ますと、独居老人の家が非常に困っております。非常に危ない住宅で、出て行った息子さんたちにも色々連絡はするのですけれど、「うまくやっておいてくれ。」くらいのもので、それから住んでいる人も、「私はもうこれでいいので、自分の家の下敷きになって一生終わるなんてことは非常に名誉なことだ。」なんていう人がいるのですけど、これに対応することは理論的にも実質的にもできないということです。何とかその人の命を守ってやるということで、家の部分だけでも、例えばパイプの応急処理的なもので、四角なものをピシッと作ってやるとか、そういう具体例はないのでしょうか。鉄骨というといかにも勇ましいので、パイプのきれいなもので、そのゾーンだけは仕切ってやるということにでもすれば、一時的な避難はできますので、そんな例があったら、もしやっておられるところがあったらお知らせいただきたいと思っております。

#### (岩﨑総務部長)

今日は建設部長と危機管理監が出席しておりますので、今のような話、建設部長。

## (北村建設部長)

一つの方法としてシェルターという対応もあるわけですけれども、シェルターも確かにずっとそこにいればいいですけれども、やはりお家の中を移動して歩くので、シェルターでも確実ではないと思っております。それからもう一つ確かに老齢者の方ですね、そこでお金かけて直してもという気持ちも少しあり、なかなか耐震改修という気持ちになれないというところがあるかと思います。そういった意味で、どのくらいもつという耐震の指標がありまして、1以上にするというのはその考え方ですけれども、0.7 くらいでも、一時的にはすぐにばたっとはいかないということで、暫定的な改修というやり方もあります。だいたい改修するときには、耐震だけじゃなくて、どうせなら風呂も直そうとか、トイレも直そうとなると 100 万円とか 200 万円になってきますけれど、耐震だけ、要するに土台と用具を付けるとか、それから壁に補強材を付けるとか、そういったものだけだと、平均で 180 万円くらいだそうです。今の補助制度でいきますと、だいたい限度が 60 万円ですので、約 120 万円が必要というような状況ですけれども、今年、限定付の施策で 90 万円を上限に半分補助できる制度があります。こうした制度を使っていくと、先ほどの平

均 180 万円、そしてそれをコンマァくらいにすればもう少し安くできるとは思いますが、そういった暫定的であっても、一度に建物が倒れてしまわないような耐震化を展開していきながら、個人住宅の耐震化も増やしていければと考えております。補助制度についてもしっかり周知していきたいと考えております。

#### (羽田長和町長)

今日は耐震のお話でございますが、私どもの町も避難所等は8箇所ありますけれども、耐震工事は町の単独事業で毎年数件実施しておりますので、それを継続してやっております。

最近、建設部の方のご協力を大変いただきまして、今年度、長和町は土砂災害防止法のいわゆる危険箇所の指定を受けますけれども、実は、私どもの町は今までは災害が少ない、台風は来ない、安全な町だということをほらを吹いておりましたけれども、実は建設部、それから上田建設事務所等で調査していただいた結果、町にある避難所の9割が「土砂災害警戒区域」だと。いわゆるイエローゾーンだということをお聞きしまして、近々建設事務所では住民説明会開催して説明していくということでございますけれども、こんなこと説明していったらでかい問題になるぞ、もう長和町から人は皆出て行ってしまうぞ、と、こういう話をしております。

そういう結果が出ると、やはり住民の皆さんに説明をして、その対応をしていかなければならないと思っておりますが、この対応はとても町だけではできませんから、これは法律によってそういう危険箇所の指定を受けて住民の皆さんに説明するわけですから、県や国でその対応策をどうしていくのかということを考えていただかないと、それこそ混乱が起きて、先ほど申し上げたように、もう皆さんこんな危険な場所に住んでいられないからと、町から出て行くということになってしまいますと、ますます少子高齢化の中で人口が少なくなってしまいます。

従いまして、町がどういう対応をしていけばいいか、建設部の皆さん、これは国の問題も大きくあろうかと思いますけども、どういうふうに対応していただけるのかということをお聞きしたいのですけれど。情報を提供すると、もう不安で住んでいられなくなるわけですよね。現実に災害はないのですけれど、どうでしょうか。

#### (三木須坂市長)

私がお答えさせていただきますが、まず須坂建設事務所で、レッドゾーンとイエローゾーンをもう3、4年前に指定してもらいましたが、その際に大変ありがたかったのは建設事務所で非常に丁寧に説明していただいたので、指定するに際して反対等が全然ありませんでした。

大事なのは、イエローゾーンとレッドゾーンというのは全然違いまして、イエローゾーンは普通の家が建てられる場所なのです。ところがレッドゾーンはかなりその強固なものにしなければいけませんが、一般の方は「土砂災害警戒区域に指定された」というだけで何も建てられないという誤解があるものですから、建設事務所と私共でイエローゾーンとレッドゾーンは違うということを、きちっと説明しましたらほとんどの人は理解してくれました。ただ、最終処分場に反対している人はイエローゾーンであるから危ないって言いますけれど。イエローゾーンの中にはだいぶお宅がございますけども、そういう面については理解をきちっとしていただいていると思いますので、須坂市に素晴らしい資料、最終処分場の関係でいっぱいありますので、また差し上げます。

# (北村建設部長)

もう一つ、集会所の話がございましたが、おそらく長和町さんの集会所は、地区の公民館が多

いと思います。避難所としてはあまり遠くじゃなくて近いところの方が良いということだと思いますが、やはり耐震性が無いとか、それからイエローゾーンですとか、逃げる時の避難路に危険があるとか、そういうことは基本的にはなるべく避けるべきですし、やはり集会所自体の耐震化を図っていくことが必要だと思っています。

そういう面で、人的なものだとか、財源の問題とかがあると思いますけれど、現在の補助メニューだけでなく、もっと進めるにはどうしたらいいかという観点から、さらに検討が必要と思っているところでございます。

### (柳田佐久市長)

集会所の耐震化という、地震のことですけれども、災害全体を見てお話させていただくと、佐久市で今後考えていこうと思っているのですが、常に山水が出ていて、道路が川の状態になってしまって、機能を果たせないという事情で、集会所をもう一つ作るのが困難であるとするならば、民間の企業さんの耐震性のある施設を、避難所として使えるよう協定を結んでおき、有効活用できないかということです。

今ある集会所を全て耐震性のあるものに変えていくことも一つの観点であると思いますけれど、区に一つ一つの統一した避難所を設けようとすると非常にコスト高になってしまうので、民間のそういった施設を一時的にでも使って、その後災害が復旧された時点において、その見合った場所を提供していくと。まずは命を守る状況を確保することを考えた場合に、民間施設の有効活用ということも考えていきたいと思っておりまして、県の方でもあり得るかなと話をさせていただきました。

### (岩崎総務部長)

ありがとうございました。他の市町村長さん方どうでしょうか。

### (久保田高山村長)

今、中山間地域の民家に住みたいという、都会の皆さんがずいぶんおりますが、そうした田舎にある民家の耐震性はどうかというと、もうこれはかなり古いものですから、土台が石の上に乗っかっているくらいの話で、診断をすれば当然にアウトということになってしまいます。そうかといって、耐震診断して改修するということはなかなか難しい状況にありますが、先ほどの県の資料では、住宅の関係では現状で72%が耐震化されていると見えますが、私どもの実情から言いますととてもそんな状況にはないわけですね。村内でも簡易診断を230戸ほどやってもらいましたが、そのうち精密診断に至ったのが44戸で、そこからさらに改修したらどうですかという話をしても3戸くらい。これが中山間地域の実情じゃないかなと思っております。

そんな中で、何とか古民家といわれる住宅を保存しながら、そういう人たちを受け入れていくこと、農山村の原風景っていうのはこうした建物にもあるわけなので、これが全部耐震化の中で新しく生まれ変わっていくことが良いのかどうか。先ほど部長さんから暫定の基準はあるというお話をお聞きしましたが、何とか残していけるような、田舎を大事にしていく耐震性の工事の新たな基準というような方策がないものかどうか、県の皆さんにも御検討いただければと思っているところです。できれば保存していきたいが、そうかといって文化財までにはならない建物があるわけで、そういった期待にも応えられるような耐震性の基準を何とか御検討いただければなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

### (花岡東御市長)

個別の案件で恐縮ですが、教えていただければと思うのですけども、避難所に指定している施設が耐震不足ということで、耐震改修することで診断をかけたのですが、鉄骨の2階建てを平屋にする方法と、耐震補強していく方法があるという提案をされました。2階部分をある程度切って新たに屋根を軽くして付けてやると、耐震性が担保されるというケースで提案されていますが、それに関しては補助対象にならないのではという判断を担当者はしているのですが、どのように考えればいいか教えていただければと思います。

### (山田建築指導課長)

建築指導課長の山田です。今の、2階建てを1階に改修して耐震性を上げるという方法も補助対象になりますので、また御相談いただければと思います。

### (岩崎総務部長)

様々な御意見をいただきましたけれども、中身としては、一つは耐震化の簡素化という意味で、個人住宅あるいは避難用の公民館等の建物という観点の御意見、それから避難所の確保という面から避難建物の耐震化、あるいはそういった避難所の確保、緊急輸送路の確保、他方面にわたって御意見いただいておりますし、またこうした課題を県と市町村で共有をして、対応策を含めて共有化していくということが必要だと、さらには、新しい制度の提言というところまでつないだらどうかという御意見もいただいております。

そろそろ時間的にもまとめをしていきたいなというふうに思っているところでございますが、 建設部長のほうから何かありますか。

### (北村建設部長)

今、市町村長の皆様から様々な御意見をいただいて、実態の課題というものが多くあるという ことを認識しました。このため、本日いただいた御意見等を踏まえながら、実務者レベルのワー キンググループで検討を継続してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

### (岩崎総務部長)

引き続き検討ということで、この協議の場の下でワーキンググループを作って、今のような課題を整理し、その後、提言すべきものは提言する、そんな形で取り組んでいったらという建設部長の提案でございますけども、その提案を踏まえてまた御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

### (菅谷市長会長)

実務者レベルのワーキンググループは是非お願いしたいのですが、その中で今回の法改正を見まして、例えば大規模建築物の耐震診断の義務化と公表ということになっていますが、当市の場合、ホテルとか旅館が多くあります。そうすると、27年までということで、もし、耐震診断が義務化ですからとやって、これは危ないとなった時にはお客さんが来なくなってしまいますね、公表しろということですから。この辺も是非、ワーキンググループの中で、どうしたら良いのか御検討いただけたらって思っておりますけど。国の法律で公表となると、正直言ってちょっと僕らも困っているものですから。今も何か方法がありますか。

## (北村建設部長)

市長さんおっしゃるとおり、27年までにいわゆる耐震診断をして、そしてその結果がこうだということを公表することが義務という法律になっておりますが、この場合、様々な課題が出てくるということでございます。

一つは支援策ですけれども、いずれにしても自己負担が当然ありますので、いわゆる融資の問題もあり、それから技術的な支援もございます。これらを含めて総合的な支援をしていく必要がありますので、今どういう状態にあるのかということを、事務担当者レベルできちんとつかんで対応していくことが必要と思っているところでございます。

### (岩崎総務部長)

ありがとうございました。ワーキンググループを作ってというような話になってまいりましたけれど、知事から発言があれば。

### (阿部知事)

様々な御意見をいただきました。まさに菅谷市長おっしゃっているような観点は、単なる耐震 化という話だけじゃなくて、観光面などにもつながってくる問題ですので、是非市町村長の皆さ んと一緒にしっかり取り組む体制を作りたいと思っておりますので、ワーキンググループで一緒 に議論をしていただいて、また中間報告をしてもらって、この場でも議論をしていきたいと思っ ておりますのでお願いいたします。

今日、耐震化という議論でありますので、ちょっと防災の観点で、一点、私の方から御提案したいと思っております。

実は先般、関東知事会開いたときに、猪瀬東京都知事から、伊豆大島の災害の時に、町長になかなか連絡が取れなかったという話があって、猪瀬知事の助言として、知事と市町村長はやっぱり携帯番号をいつもしっかり共有しておくとか、私も存じ上げている方も大勢いらっしゃいますが、ただ組織的にちゃんとやっていないものですから、防災の観点で、できれば私どもは知事、副知事、そして部局長で、市町村長あるいは副市町村長なり防災担当の部長さんなり課長さんなり、そういうレベルで共有をさせていただくことはできないかなと思っておりますので、もし御理解いただけるのであれば、事務的にどういう形でやればいいかをまた相談させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

## (異議なし)

## (三木須坂市長)

携帯電話の番号だけではなく、メールアドレスも登録させていただいて。資料等を送っていた だく時に分かりやすいので、メールアドレスも是非私はやっていただきたいと思います。

#### (阿部知事)

ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。この防災の観点は以上です。

### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。この防災の提案についても御了承いただきましたので、この後、事務的に危機管理部でやらせていただきますので、また御連絡を差し上げたいと思います。

今日の議論でございますが、実務者によるワーキンググループについて、今日の御意見を深め

させていただくことで御了解いただいており、それから冒頭、藤原会長さんから住宅建築物の耐震化の促進に係る国の財政支援の拡充を、県と市町村共同で要請をしていったらという御提案もございましたけれども、この点についても含めて御了承いただければと思いますがよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

## 4 その他

#### (岩﨑総務部長)

ありがとうございました。それでは意見交換については以上とさせていただきまして、次第の その他でございますが、最初に知事から提案を。

#### (阿部知事)

県と市町村の協議の場をお借りして、1点今日のテーマとは直接関係ないのですが御提案をさせていただきたいと思っております。税財政の話であります。これから年末にかけまして、税制改正大綱の策定、あるいは地方財政対策の折衝が行われていくわけですけれども、消費税増税に伴って、税制の大幅な見直しが検討されておりますし、地方交付税別枠加算を見直そうという議論も出てきている中で、地方税財政が大きな影響を受けるおそれがあると思っております。

しかし、我々の立場からすると、地方財政が非常に厳しい状況が続いているわけでありますし、 とりわけ長野県、財政規模の小さいところも多いわけで、税財政制度の見直しによっては、非常 に財政運営に大きな影響が出て、安定的な財政運営に支障をきたす可能性もあるという懸念が率 直に言ってございます。

知事会でも地方財源についてしっかり確保してくれという話をして、総務大臣は、所要の一般 財源は確保すると言っていますが、どういう地財対策になるか、どういう税制改正になるかによって、どこまでちゃんと確保してもらえるのか、今の時点で不透明な状況ですので、税制改正と 地方一般財源の総額確保について、昨年も市町村の皆さんと共同で要請をさせていただいており ますけれども、今年も市町村と県で一緒に要請をさせていただくことが良いのかなと思いますの で、御提案させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

# (岩﨑総務部長)

ただいま知事から提案申し上げましたけれども、御了承いただけますでしょうか。

## (異議なし)

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。内容についてはまた御 相談をさせていただきます。

それでは次に、次回の開催時期を御相談申し上げたいのですが、例年によりますと5月くらいとなりますが、来年の5月を目途にということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### (異議なし)

ありがとうございます。それでは事務方で、具体的な日程を詰めさせていただきます。

それでは、次回のテーマということですけれど、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。もし、今この場でなければ改めて事務局を通じ相談をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

# (意見なし)

ありがとうございます。予定しました議題については以上でございます。進行が悪く、御発言 いただいていない市町村長さん方がいらっしゃいまして申し訳ありません。

予定よりも若干早目ではございますが、以上で会議を終了したいと思います。長時間にわたり ありがとうございました。

(以上)